

日銀シス第45号
2020年7月1日

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの見直し^注に伴い、標記の規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。なお、本日より前に実行済みの被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションおよび平成二十八年熊本地震にかかると被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションについては、なお従前の例により取扱うこととします。

注：日本銀行のホームページ (<https://www.boj.or.jp>) 掲載の2020年3月16日付「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等について」をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共回事務）」中一部改正

- 目次中、第1編Ⅱ. 1. (10) の5を削り、(10) の6を(10) の5とする。
- 第1編Ⅱ. 1. (10) の5を削り、(10) の6を(10) の5とする。
- 第1編Ⅱ. 2. (1) ロ. (表1) を横線のとおり改める。

(表1) 利用業務と利用先の関係

利用業務	利 用 先	
当座勘定取引	略（不変）	略（不変）
┆		┆
被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務		略（不変）
平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務		日本銀行が平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの借入人として承認した店舗が利用先となります。
新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション関係事務		略（不変）
担保関係事務		略（不変）
現金受払関係事務（戸田分館）		略（不変）
略（不変）		

以下略（不変）

○ 第1編Ⅱ. 2. (2) イ. (表2) を横線のとおり改める。

(表2) 日銀ネットに関する日本銀行本支店の管轄事務一覧

管 轄 事 務		日 本 銀 行 本 支 店	日本銀行本支店の担当部署	
共通運営事務		略 (不変)		
各 利 用 業 務 に 関 す る 運 営 事 務	∫			
	被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等		略 (不変)	略 (不変)
	平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等		平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション貸付店	
	新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等		略 (不変)	
	担 保 関 係 事 務 に 関 す る 連 絡 、 指 示 、 入 力 延 長 の 許 可 等	担保差入先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等	略 (不変)	略 (不変)
国債決済代行先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等				
担保差入代行先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等				
∫				
センター運営事務		略 (不変)		